

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年2月24日埼玉県規則第5号）

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、知事の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（漏えい等の報告）

第二条 課所長（課長（埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）第八条の課長をいう。）及び地域機関（埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）第一条の地域機関をいう。）の長をいう。次条及び第十三条において同じ。）は、法第六十八条第一項に規定する事態が生じたときは、文書課長に報告しなければならない。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第三条 課所長は、個人情報ファイルの保有に際しては、あらかじめ、次に掲げる事項を文書課長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 条例第五条第一項第一号から第十号までに掲げる事項

二 個人情報ファイルを保有しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

ロ 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由

ハ 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

三 通知した事項を変更しようとする場合にあつては、当該変更の予定年月日

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 条例第五条第二項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる個人情報ファイル

二 本人（法第七十四条第一項第四号に規定する本人をいう。）の数が千人に満たない個人情報ファイル

三 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ

及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

四 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

3 課所長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第二号に該当するに至ったときは、遅滞なく、文書課長に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第四条 知事は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、前条第一項第二号ハに掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第五条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第六条 知事は、開示請求をする者（県内に住所を有する者に限る。）が開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合においては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第七条 知事は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第八条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、知事はその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの）の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。第十条において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、知事が適当と認める方法とする。

(開示の実施における本人確認手続等)

第九条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、知事に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二条第一項の規定による通知に係る書面その他の知事が適当と認める書類を提出しなければならない

い。

- 3 法第七十六条第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならない。

(開示の実施に係る費用等)

第十条 条例第二十条第二項の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあっては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき十円

ロ 単色刷（日本産業規格A列二番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき四十円

ハ 単色刷（日本産業規格A列一番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき八十円

ニ 多色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき二十円

二 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円

三 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき八十円

四 電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。） 一枚につき十円

ロ 多色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。） 一枚につき二十円

五 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円

六 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミ

リメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき八十円

七 前六号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第一号、第四号又は第七号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として算定するものとする。

3 第一項の規定により交付する用紙又は電磁的記録媒体の部数は、一部とする。

4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第十一条 令第二十八条第四項後段の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手で納付する方法

二 電子情報処理組織を使用する方法により法第七十六条第一項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

2 写しの送付に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用)

第十二条 第五条及び第六条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第五条中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第六条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(施行の状況の報告)

第十三条 課所長は、法第百六十五条及び条例第十九条の法の施行の状況について、文書課長に報告しなければならない。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第七十七条第一項の書面 様式第一号の保有個人情報開示請求書

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第二号の保有個人情報開示決定通知書

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第三号の保有個人情報部分開示決定通知書

四 法第八十二条第二項の書面 様式第四号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

- 五 法第八十三条第二項の書面 様式第五号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書
- 六 法第八十四条の書面 様式第六号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書
- 七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面 様式第七号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送書
- 八 法第八十五条第一項後段の書面 様式第八号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書
- 九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面 様式第九号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 十 法第八十六条第二項の書面 様式第十号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書 様式第十一号の保有個人情報の開示決定等に関する意見書
- 十二 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面 様式第十二号の保有個人情報開示決定に係る通知書
- 十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面 様式第十三号の保有個人情報の開示の実施方法等申出書
- 十四 法第九十一条第一項の書面 様式第十四号の保有個人情報訂正請求書
- 十五 法第九十三条第一項の書面 様式第十五号の保有個人情報訂正決定通知書
- 十六 法第九十三条第二項の書面 様式第十六号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
- 十七 法第九十四条第二項の書面 様式第十七号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
- 十八 法第九十五条の書面 様式第十八号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面 様式第十九号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面 様式第二十号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
- 二十一 法第九十七条の書面 様式第二十一号の提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書
- 二十二 法第九十九条第一項の書面 様式第二十二号の保有個人情報利用停止請求書

二十三 法第百一条第一項の書面 様式第二十三号の保有個人情報利用停止決定  
通知書

二十四 法第百一条第二項の書面 様式第二十四号の保有個人情報の利用停止を  
しない旨の決定通知書

二十五 法第百二条第二項の書面 様式第二十五号の保有個人情報利用停止決定  
等期間延長通知書

二十六 法第百三条の書面 様式第二十六号の保有個人情報利用停止決定等期間  
特例延長通知書

二十七 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る  
書面 様式第二十七号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)
- 2 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）は、廃止する。